

第6回宇宙開発利用大賞  
募集要項

令和5年10月

## 目次

1. 宇宙開発利用大賞の概要.....	1
2. 受賞候補者の募集.....	1
(1) 「宇宙産業ビジョン 2030」を踏まえた対応 .....	1
(2) 選考委員会特別賞の創設.....	1
(3) 募集対象 .....	1
(4) 表彰の種類等.....	2
(5) 募集の方法 .....	3
(6) 候補者に必要な資格 .....	3
3. 選考方法等 .....	3
(1) 選考方法 .....	3
(2) 審査の観点 .....	3
4. 応募方法 .....	4
(1) 応募書類の作成.....	4
(2) 応募書類に関する問い合わせ先.....	4
(3) 募集期間 .....	5
(4) その他.....	5
5. 受賞者の発表及び表彰式.....	5
(1) 受賞者の発表.....	5
(2) 表彰方法 .....	5
(3) 受賞後の広報・PR 等.....	5
(4) 表彰の取り消し .....	5

## 1. 宇宙開発利用大賞の概要

宇宙開発利用大賞は、宇宙開発利用の推進において大きな成果を収める、先導的な取り組みを行う等、宇宙開発利用の推進に多大な貢献をした優れた成功事例に関し、その功績をたたえることにより、我が国の宇宙開発利用の更なる進展や宇宙開発利用に対する国民の認識と理解の醸成に寄与することを目的とした表彰制度です。

## 2. 受賞候補者の募集

### (1) 「宇宙産業ビジョン 2030」を踏まえた対応

平成 29 年 5 月に宇宙政策委員会で取りまとめられた「宇宙産業ビジョン 2030」では、宇宙開発利用大賞を抜本強化することが掲げられました。具体的には、従来は宇宙の開発利用に成功した優秀事例の表彰に止まっていたところを、その対象を拡大し、今後の成功を目指す有望なベンチャー企業等を対象に加えるなど、アイデア開拓を活性化させるとともに、優秀なアイデアについては事業化までつなげていくこととされました。

こうした観点を踏まえ、第 6 回宇宙開発利用大賞においても引き続き、ベンチャー企業等の新規参入者からの応募を歓迎するとともに、こうした取り組みを積極的に評価することで、従来の発想にとらわれない、革新的なアイデアや新たな分野への取り組みなど、宇宙開発利用の手法・分野の拡大につながる事例の表彰機会を拡大します。

### (2) 選考委員会特別賞の創設

第 6 回宇宙開発利用大賞では新たに「選考委員会特別賞」を創設することで、独創的・挑戦的・先駆的な宇宙開発利用を推進する観点から顕著な功績があったと認められる事例に対する表彰機会を拡大します。

### (3) 募集対象

以下の事例(過去 1 年間の実績に限らない。)について、顕著な功績があったと認められる個人または団体に対して表彰します。

- ① 宇宙に関連し、商品・サービスを提供し、宇宙の利用拡大に成果を上げた個人または団体
- ② 宇宙に関連し、今後の宇宙利用の拡大に成果が期待できる独創的な宇宙利用の方法の考案等を行った個人または団体
- ③ 中小企業、大学等で、宇宙に関連し、優れた技術を保有し、我が国の宇宙産業の発展に貢献している個人または団体
- ④ 宇宙に関連し、優れた研究開発や知の創出を行い、宇宙の開発利用に貢献している個人または団体
- ⑤ 宇宙に関連し、教育、広報や地域のまちづくり等において、宇宙の開発利用に貢献している個人または団体
- ⑥ 宇宙に関連し、宇宙安全保障や防災・減災、国土強靱化、地球規模的課題等、国民の安心・安全や社会の課題解決等につながるものにおいて、宇宙の開発利用

に貢献している個人または団体

なお、個人または団体が、国または独立行政法人が定めた仕様に基づいて、単に国または独立行政法人との契約に則り納入等したのみの事例は、顕著な功績があったものとは見なされません。

#### (4) 表彰の種類等

(3)の6つの事例を対象として募集を行い、選考結果に基づいて以下の①～⑫の賞を授与します。各賞ともに表彰状と記念品を授与します。なお、選考結果によっては、該当事例なしとする場合もあります。受賞者は1件につき、原則代表者1名とします。

- ① 内閣総理大臣賞 1件  
極めて顕著な功績があったと認められる事例
- ② 内閣府特命担当大臣(宇宙政策)賞 1件  
特に顕著な功績があったと認められる事例
- ③ 総務大臣賞 1件  
情報通信の発展、地域の振興等の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ④ 外務大臣賞 1件  
平和で安全な国際社会の維持、良好な国際環境の整備及び国際協力の推進等の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ⑤ 文部科学大臣賞 1件  
科学技術・学術の振興等の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ⑥ 農林水産大臣賞 1件  
農林水産分野における宇宙開発利用の推進の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ⑦ 経済産業大臣賞 1件  
宇宙産業の振興の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ⑧ 国土交通大臣賞 1件  
国土交通分野における宇宙開発利用の推進の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ⑨ 環境大臣賞 1件  
地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及びその他の環境の保全の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ⑩ 防衛大臣賞 1件  
防衛分野における宇宙開発利用の推進、宇宙空間の安定的利用の視点から、防災を含む国民の安心・安全への寄与に特に顕著な功績があったと認められる事例

- ⑪ 宇宙航空研究開発機構理事長賞 1件  
宇宙開発利用の技術の観点から顕著な功績があったと認められる事例
- ⑫ 選考委員会特別賞 3件以内  
①～⑪の賞に該当しないものの独創的・挑戦的・先駆的な宇宙開発利用を推進する観点から顕著な功績があったと認められる事例

(5) 募集の方法

自薦他薦を問わない公募方式です。

(6) 候補者に必要な資格

- ① 候補者については、国籍を問いません。
- ② 日本国内で実績が上がっている事例、または日本国外において日本に居住する個人もしくは日本法によって設立された団体により実績が上がっている事例とします。
- ③ 既に国家栄典(叙勲、褒章)を受けている方は受賞対象とはなりません。また外国の国家栄典またはそれに準ずるものを受けている方も受賞対象とはなりません。ただし、中央省庁またはその他の機関(地方自治体、業界団体等)による表彰制度の受賞者は対象となります。
- ④ 過去の宇宙開発利用大賞受賞者は、同一の事例では各賞の受賞対象とはなりません。
- ⑤ 今回の表彰において、同一人に対して複数の表彰は行いません。
- ⑥ 禁固刑以上の刑歴を有する方は受賞対象から除外します。

3. 選考方法等

(1) 選考方法

関係府省及び宇宙航空研究開発機構による予備選考を経た後、有識者等で構成される選考委員会による審査を経て、受賞者の選出を行います。

(2) 審査の観点

以下の観点により、優れていると評価される事例を審査します。

- ① 宇宙開発利用の新たな領域創造への貢献  
従来の発想にとらわれない、世界に先駆けた革新的なアイデアや新たな分野への取り組みなど、宇宙開発利用の手法・分野の拡大につながる事例であり、今後の成果が期待できる挑戦であること。
- ② 宇宙開発利用市場の拡大への貢献  
契約件数、売上実績等が拡大していること、または、今後の契約件数等の伸びや海外展開によるグローバル市場への進出が期待できること。

③ 経済・社会の高度化への貢献

宇宙開発利用によって産業、社会、生活、行政の高度化や課題解決に優れた貢献をしていること、または、期待できること。

④ 技術への貢献

宇宙開発利用に貢献している、または貢献が期待できる優れた研究開発を行っていること。

⑤ 国民理解の増進、人材育成への貢献

宇宙開発利用の意義及び成果の価値と重要性について、国民からの幅広い理解や支持を得るために優れた貢献をしていること。または、広く国民、特に子供たちに夢と希望を与え、次世代を担う人材育成に優れた貢献をしていること。

4. 応募方法

(1) 応募書類の作成

- ① 応募に当たっては、所定の応募書類を作成していただく必要があります。応募書類は以下の宇宙開発利用大賞のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.s-riyoutaishou.jp>

② 応募書類の提出方法

応募の際は、上記ホームページからエントリーシートをダウンロードし、必要事項をご記入の上、専用応募フォームからご提出ください。なお、郵送での受付は行っておりません。

応募に当たっての詳細は、ホームページをご覧ください。なお、応募フォームから提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。また、提出された書類に不備がある場合、審査対象から除外する場合がありますのでご注意ください。

(2) 応募書類に関する問い合わせ先

宇宙開発利用大賞事務局((一財)日本宇宙フォーラム内)

- ・ 電話: 03-6206-4902
- ・ メール: uchuriyo2023@jsforum.or.jp

なお、応募後の確認や修正に関するお問い合わせにはお答えできませんので、十分ご確認いただいた上でご提出ください。

また、受賞者決定前の候補者に関するお問い合わせや審査状況に関するお問い合わせ、落選した場合の落選理由に関するお問い合わせ等には一切お答えできませんのでご了承ください。

(3) 募集期間

令和5年10月13日(金)～令和5年11月17日(金)

(4) その他

- ① 応募フォームに記載された個人情報その他の情報は、本審査以外の目的には使用いたしません。
- ② 応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、または係争中でないことが条件です。
- ③ 応募内容に関して、記載に虚偽が明らかになった場合には、応募は無効となります。
- ④ 審査に当たって、応募内容の確認、追加資料提出のお願いや応募書類に関する質問など事務局から応募者に対して連絡する場合があります。このため、事務局からの連絡に適切かつ確実に応対くださるようお願いいたします。適切な対応がなされない場合や一定期間連絡が取れない場合には、審査対象から除外する場合があります。
- ⑤ 他薦の場合は、原則として本人の了解を得た上で応募ください。
- ⑥ 団体や複数の個人による事例については、代表者はその功績(業績)または団体を代表する者であることが必要です。
- ⑦ 過去の宇宙開発利用大賞で選外となった事例は応募可能です。

5. 受賞者の発表及び表彰式

(1) 受賞者の発表

受賞者の発表は令和6年3月を予定しています。受賞者及び受賞内容については、内閣府のホームページ等で発表するとともに、受賞者には直接通知します。選外となったものについては特に通知は致しません。

(2) 表彰方法

受賞者に対して表彰式を行います。表彰式の参加方法等の詳細については追って受賞者に連絡します。

(3) 受賞後の広報・PR等

受賞後に受賞者による事例発表(展示)を行う予定です。これに限らず、受賞者の方に対しては、受賞後の広報・PR活動、各種イベント等へのご協力をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

(4) 表彰の取り消し

表彰後に禁固刑以上の刑に処された場合は、受賞を取り消し、表彰状等は返納していただくこととします。